

佐賀県鹿島市 *Press release*

報道機関 各位

部課名

総務課

件名	職員の失職について
概要	令和3年12月29日に飲酒運転により物損事故を起こした職員が道路交通法違反の罪で懲役10月、執行猶予3年の有罪判決を受け、本日、判決が確定したことに伴い、地方公務員法の規定により失職しました。
説明	<p>1. 対象職員 所属 総務部総務課 職・氏名 事務職員 中島 快 年齢 23歳 性別 男性</p> <p>2. 失職の理由(根拠法令) 地方公務員法第28条第4項(同法第16条第1号該当)</p> <p>詳細は別紙のとおりです。</p> <p>【市長コメント】 交通安全を推進する担当者が飲酒運転により物損事故を起こしたことに対し、市民の皆様へ深くお詫びいたします。 市としましては、二度とこのようなことが起こらないよう、職員の服務規律の徹底を図るとともに、引き続き、市民の皆様からの信頼回復に向けて、職員一丸となって全力で取り組んでまいります。</p>
別添資料	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

本件に関する問合せ先

所属	総務部総務課
氏名	寺岡 弘樹
TEL	0954-63-2113
FAX	0954-63-2129
Mail	soumuka@city.saga-kashima.lg.jp

職員の失職について

令和4年8月3日
鹿島市 総務部総務課

次の職員が地方公務員法の規定に基づき失職しました。

1. 対象職員

所 属	総務部総務課
職・氏名	事務職員 中島 快
年 齢	23歳
性 別	男性

2. 失職日

令和4年8月3日（当該日の午前0時に失職）

3. 失職の理由

道路交通法違反で懲役10月、執行猶予3年の判決を受け、このたび、その判決が確定したことにより、地方公務員法第16条第1号に該当するに至ったことから、同法第28条第4項の規定に基づき本市職員としての職を失ったもの。

4. 事案の経過

- (1) 令和3年12月29日
飲酒運転によりガードパイプ等に衝突する等の交通事故を発生させ、道路交通法違反容疑で逮捕
- (2) 令和4年3月31日
道路交通法違反で起訴
- (3) 令和4年7月19日
佐賀地方裁判所武雄支部より懲役10月、執行猶予3年の判決
- (4) 令和4年8月2日
控訴の提起期間の末日
- (5) 令和4年8月3日
判決確定

5. その他

対象職員の上司である総務課長（当時）に対して、管理監督責任があるとして厳重注意を行った。